

資 料

土佐民権派結社海南協同会の記録

田 村 安 興

はじめに

本資料でその活動を紹介する海南協同会は土佐民権派による結社である。土佐民権派機関紙『高知新聞』紙上において、同会が最初に出てくるのは、1880年（明治13年）9月17日、第5号であった。以後1880年と翌1881年にかけて、海南協同会の活動が同紙上に報ぜられるが、この時以降その活動は同紙の上からは消える。植木枝盛の手による『立志社始末記要』によれば、「十二月本社々員等ノ斡旋スル処ヲ以テ海南協同会ヲ追手筋本願寺別院ニ開ク。海南協同会後変シテ海南自由党ナル者是矣。」とある。

但しこの海南協同会は、初期土佐の民権運動に見られた土族の色彩は見られず、農工商を含めた大衆組織の色あいが強い。その目的とするところは「農業商務工事教育衛生済貧其他物産ヲ起シ運輸ヲ開キ総テ県内人民ヲシテ幸福安全ヲ得セシメントヲ討論講究シ之ヲ事業ニ実施セシメント欲ス」であった。またその組織方針は「先ツ我カ県内ノ人民ニ謀リ同志ヲシテ各郡ヨリ総代ヲ撰挙シ」「一町一村ヨリ推シテ一郡一県ニ至リ旋ヒテ全国ニ及ボサント」という雄大な構想によるものであった。

1880年以降、土佐民権派指導によるいくつかの大規模な大衆運動が生じる。土佐最大の農民運動である物部川堤防事件と、最大の商工業者の運動である酒屋会議である。その萌芽はすでに海南協同会において見ることができる。この様な大衆運動を組織し得たのは土佐民権派の力量の蓄積と政策の正しさによるものであった。従来土佐民権派は「上流の民権」「土族民権」「愛国社の潮流」などと言われた、しかし土佐自由民権運動の実証的研究を通して、東日本の「激化事件」など運動全体の再評価がなされなければならないであろう。

1. 海南協同会録事・設立概則

海南協同会録事

夫レ人其身分ノ幸福安全ヲ希フハ人ノ性情也人其幸福安全ヲ希フヨリシテ人間社会ヲ又

幸福安全ナラシメシムコトヲ謀ルハ人ノ職分也農トナク商トナク孰レガ其業ノ盛且大ナルヲ欲セザラン其業ノ弥盛弥大ナル其幸福安全弥増シ弥長ス其業ノ盛且大ナルヲ欲スル所以ノ者ハ其幸福安全ヲ希フノ性情ニ出ル也然リト雖モ人其ノ幸福安全ヲ希フニ於テ人間社会ノ幸福安全ヲ謀ラサルヲ得ス人間社会ノ幸福安全ヲ謀ル其道蓋シ一ナラント雖モ之レヲ要スルニ人々ノ往来交際スルニ始テ共同集成ニ就ル者也試ニ看ヨ人ノ相生レ相養利用厚生一人一己能ク辨スル所ニアラス之レヲ小ニシテハ汝カ衣ル所ノ衣汝カ食スル所ノ食汝ガ居ル所ノ室之レヲ大ニシテハ汝カ往来スル所ノ道路舟車汝カ教ヲ受クル所ノ寺堂学校汝カ罪惡ヲ禁スル所ノ法度裁判汝カ国ヲ守ル所ノ海陸軍兵一ツモ一人己ノ能ク辨スル所ノ者ニアラス悉ク共同集成ニ就ル者也是人其身ノ幸福安全ヲ謀ラサルヲ得サル所以ニシテ人間社会ノ幸福安全ヲ謀ルハ人ノ当ニ勤ムヘキ職分ナリ今ヤ我輩斯ニ見ル所アリ率先勉励シテ事ニ斯ニ從ヒ一町一村ヨリ推シテ一郡一県ニ至リ施イテ滿天下ニ及ホサントス茲ニ先ツ我カ県内ノ人民ニ謀リ我輩ト志ヲ同フスル者ヲシテ各郡ヨリ總代ヲ撰挙シ一年幾度高知ニ会同シ農業商務工事教育衛生濟負其他物産ヲ起シ運輸ヲ開キ会社ヲ結ヒ会合ヲ設クル等總テ県内人民ヲシテ幸福安全ヲ且ツ増シ且長セシムルコトヲ討論講究之レヲ事業ニ發頭セシメント欲ス是人ノ性情ヲ遂ケ人ノ当ニ勤ムヘキ職分ニ於テ我輩ノ巴ム能ハス此ノ会ヲ設クル所以ナリ若シ事ノ共同集成ニ係リ政治ニ関スル事アラバ政府ノ条内ニ隨テ敢テ違フ事ナキヲ勉ムベシ其外設立概則ハ左ニ掲クル所ノ如シ

海南協同会設立概則

- 一、本会ハ名ケテ海南協同会ト称ス
- 一、本会ノ會員ハ土佐国各郡ヨリ撰挙スル処ノ惣代ヨリ成立スル者トス
- 一、會員ハ郡ノ大小ヲ論セス各郡ヨリ五名出シ惣員ヲ三十五名トス
- 一、各郡ノ惣代ヲ撰フニハ先ツ其郡内ノ各町村ヨリ郡惣代ヲ撰ノ為メニ若干名町村惣代ヲ撰挙シ其惣代集會之上之ヲ復撰スヘシ
但町村惣代若シ事故アリテ其撰挙會ニ出ツル能サルキハ其撰票ヲ集會ニ郵送スルモ妨ケナシ
- 一、本会ノ初會ハ本年十月ヲ予期シ日ヲ刻シテ集會スヘシ但會日ハ追テ決定報告スヘシ
- 一、本会ニ係ル費用ノ支辨ハ會員ノ協議ニ拠ルヘシ
右ハ只概略ヲ掲クルモノナリ尚本会ノ諸規則等ハ集會ノ上公儀ニヨリ審議創定スヘシ
(『高知新聞』第5号 明治13年9月17日)

2. 海南協同会各郡組織の結成とその活動

海南協同会仮事務局は高知町追手筋二丁目二十一番地に設置せられ当仮事務委員は坂本南海男 北川貞彦 伊東物部 寺田寛 廣瀬為興 片岡健吉 小谷正元の七氏なりと承る
(『高知新聞』第8号 明治13年9月23日)

来る五日安芸郡有志者協同会の事に付き 大会議を奈半利村善正寺に開くの報あるにより本日北川貞彦 岡部隼太の両氏為に出張せられし由

(『高知新聞』第13号 明治13年10月3日)

協同会仮事務局には去ぬる十一日の発起員会合によりて兼て仮決議せられし発会日限来る廿五日を十一月十日迄に延引し且つ各郡有志総代五名を十名に増加することに定まりし由

(『高知新聞』第18号 明治13年10月13日)

海南協同会は前号にも掲げし如く本月廿五日開会のところ来る十一月十五日に延会し郡有志総代五名を十五名以下適宜と改正せしと雖も吾川郡の平地は郡有志総代の報告撰挙の期日等既に確定せるに付最早期日を改正せず唯だ郡有志総代を七名とし又山地を三名としてその制を異にせし由

(『高知新聞』第20号 明治13年10月17日)

向きに海南協同会仮事務局に於いて郡有志総代は十五名以下適宜と決定せられしを以て高岡郡は三部に区画を立て一部に五名宛の総代を出さしむ其の区画左の如し

- 一、佐川以北各村
- 一、名古屋坂以東各村
- 一、須崎以西各村

右の内佐川以北各村は堀見西村川田の諸氏非常の勉強にて殊の外同意者を得来る三十一日には一部有志総代即ち五名を撰挙する事に定まれる由且つ他の二部も未だ撰挙日は決定せされども須崎にては川野杉本諸氏名古屋坂以東にては片岡竹村諸氏の勉強により大半は纏るなるべし

(『高知新聞』号26号 明治13年10月29日)

幡多郡共同会ハ先月已に開設せられたりしが去ぬる廿日より廿二日迄三日間臨時会を開き議長ハ鎌田景政氏各議員も皆な皆な雄辨家の聞へある人達なれば満場の傍聴人喝采の声たへざりし而して其の議案ハ堤坊修繕会議費等なりしと

(『高知新聞』第27号 明治13年10月31日)

海南協同会上佐郡有志総代の撰挙区を高知近傍と遠隔地方と分ち又高知近傍の町村有志総代ハ一昨日追手筋小学校に会合して該区の撰挙会を開かれたる由

(『高知新聞』第29号 明治13年11月6日)

吾川郡伊野村以南の有志者より来る十五日の協同会に出席せらるゝ総代は松野卯成 島田胤 細川義昌 蓼原寅之助 吉良順吉 野村方義 田嶋真彦 前田重遠 安並正原 岡内董の諸氏なりと又た土佐郡高知近傍よりは片岡健吉 西野友保 由比直枝 今井真吉 平尾喜壽 谷元享 中岡正十郎 近藤新 等の諸氏なる由

(『高知新聞』第30号 明治13年11月8日)

過日報道したりし協同会の土佐郡高知近傍有志総代が一昨日追手筋小学校に於て集合せ

られしが中には一度当選に成りて直ぐ辞せらるる総代もあるゆへ票数高を以て順次に定めらるゝよう現に伊東物部氏は右の都合によりて此度総代に当たられし趣

(『高知新聞』第32号 明治13年11月12日)

高岡郡佐川以北の各村有志者より来る十五日の協同会に出席せらるゝ総代は西村隲 大野直尋 氏原正道 川添源蔵 堀見照助の諸氏なる由

(『高知新聞』第33号 明治13年11月14日)

去ぬる十三日長岡郡南十四ヶ村協同会有志総代会を後免小学校に開きしに武市安哉 溝淵静閑 小藤武之 高芝清 濱田正之 澤本楠彌 下村益存 森岡臺八 山崎義孝 服部理義 和田稻積 関田満作の諸氏その撰に当られぬ

(『高知新聞』第34号 明治13年11月16日)

土佐郡の協同会を組織することに付き郡内有志総代が明後廿六日の夜片岡健吉君の宅に会合せらるる由

(『高知新聞』第38号 明治13年11月24日)

兼テ記せし長岡郡有志者は海南協同会遊説方面分割並に郡協同会設立の件につき去ぬる二日介良野小学校に会同し左の各項を議定せし後明九日より各方面遊説に着手せらるる由

○第一項 海南協同会遊説区域ハ長岡郡南部各村ヲ八方面トナシ各員分抛ヲ以テ同志者ニ謀ルベシ

○第二項 北部各村ハ暫ク方面ヲ設ケス謀議員五名ヲ出ダシ各村有志者ニ就キ謀議スヘシ

○第三項 郡協同会ハ来ル三月ヲ期シ開設ノ目的ヲ以テ発会ニ至ル迄毎月第一日曜日鹿兒小学ニ会同各方面実況ヲ対照シ並ニ郡協同会興起ノコトヲ商議スヘシ

○第四項 各村有志者ニシテ本会ニ加入ノモノハ常費一ヶ年十銭以内ヲ出タシ又ハ凡テ経費金ヲ出サス姓名ノミ記入スル等適宜ノ目的ヲ以テ遊説スヘシ

(『高知新聞』第57号 明治14年1月8日)

3. 海南協同会會員

海南協同会々員番号姓名左の如し

(一番) 平尾喜壽 (二番) 西野友保 (三番) 永井溢水 (四番) 小藤武之 (五番) 谷元享 (六番) 鎌田介政 (七番) 今井貞吉 (八番) 服部里美 (九番) 杉本 培 (十番) 武市安哉 (十一番) 山崎義孝 (十二番) 溝淵静閑 (十三番) 森岡臺八 (十四番) 澤本楠彌 (十五番) 中山秀雄 (十六番) 坂本則美 (十七番) 中岡正十郎 (十八番) 川添源蔵 (十九番) 伊東物部 (廿番) 近藤 新 (廿一番) 関田満作 (廿二番) 友村素行 (廿三番) 和田稻積 (廿四番) 河野指撃 (廿五番) 濱田正之 (廿六番) 下村益存 (廿七番) 西山志澄 (廿八番) 大野直尋 (廿九番) 片岡健吉 (卅番) 高芝清 (卅一番) 野村嘉六 (卅二番) 嶋田礼 (卅三番) 細川義昌 (卅四番) 竹村太郎 (卅五番) 吉良順吉 (卅六番) 千頭要 (卅七番) 野村享 (卅八番)

野村万義

會員惣数未定なるを以て日々参着の會員は逐次番号を付し其位置を定むる由又た一昨日は片岡健吉氏が仮議長に撰挙せられ該則の第一次会を終り直に第二次会を開きて処該則緒言の事にて動議紛々或は規則に緒言のあるは何にも効力なきものゆへ寧ろ削除してその主意を総則中に編入するに如すと云ひ或は規則に緒言を附するは猶ほ書冊に序文のあるが如きものにて此の緒言を読下せば則ち規則の精神を知り得べきなり故に削除す可からずと云ひ甲辨乙駁殆どその決する処を知らざりしが議長は決議を取るに当て其混雑せん事を憂へ先づ第一動機に就みて飽く迄議を尽くし若しその動機の賛成者過半数に上らざる時は又た第二動機を問題となしその議決を取らんとせられしが各議員或は亦之を不可とするものありて一時議論が題外に涉りしかども遂に議長の見込を可とするもの過半数に及びしよりその順序にて決議を取り到底原案を可決し衆員退場せしは午後五時なりき

(『高知新聞』第卅五号 明治13年11月18日)

4. 海南協同会規則

○海南協同会規則

緒言

夫レ人其身ノ幸福安全ヲ希フハ人ノ性情也其之ヲ希フヲ以テ人間会社ヲシテ幸福安全ナラシメンコトヲ謀ルハ人の職分也農工商ニ論ナク孰レカ其業ノ盛且ツ大ナルヲ欲セザラン人間社会ノ幸福安全ヲ謀ル其道蓋シ一ナラズト雖氏要スルニ人々ノ往來交際スルニ始テ共同集成ニ就ル者也今ヤ吾輩斯ニ見ル所アリ率先勉励シテ事ニ斯ニ從ヒ一町一村ヨリ推シテ一郡一県ニ至リ施ヒテ全国ニ及ボサント茲ニ先ツ我カ県内ノ人民ニ謀リ同志ヲシテ各郡ヨリ總代ヲ撰挙シ時テ以テ会同シ農業商務工事教育衛生濟食其他物産ヲ起シ運輸ヲ開キ總テ県内人民ヲシテ幸福安全ヲ得セシメンコトヲ討論講究シ之ヲ事業ニ実施セシメント欲ス故ニ略ホ大意ヲ挙テ以テ緒言トス

第一章 総則○第一条 本会ハ海南協同会ト称シ土佐国各郡協同会ヨリ出スル總代ヨリ成立スル者トス 但ス各郡協同会規則ハ適宜ヲ以テ之ヲ定ム○第二条 会期ハ毎年二回トシ四月十日十一月十日ヨリ各一週間開場ス 但シ議事ノ都合ニ依リ臨時伸縮スルコトアルベシ○第三条 會員三分一以上ノ請求アル歟又ハ極テ緊急ノ事件ヲ生スル時ハ會長ノ見込ヲ以テ臨時会ヲ開クコトアルベシ○第四条 凡ソ會議ヲ開クニハ其開会スル事件ノ大意或ハ原案ヲ以テ会日ノ十日以前ニ普ク達ス可キヲ量リ會長ヨリ會員ニ報告ス可シ○第五条 會議ヲ為スニハ必ス會員ノ三分一以上ノ出會ヲ要ス可シ尤モ同事件ニ就キ再度ノ集会ニ至ルキハ半数ニ充タズト雖氏之ヲ開クコトヲ得ベシ○第六条 書記ハ會長ノ見込ヲ以テ會員外ヨリ之ヲ僱使スヘシ 但シ人員ハ之ヲ予定セズ○第七条 本會員在職期限左ノ如シ 一會長 副會長 各滿一年 一會員 滿二年○第八条 會員ハ年毎ニ各郡半数宛交代スベシ 但シ初期ノ交代ハ抽籤ヲ以テ其順序ヲ定メ滿一年ニテ解任スベシ○第九条 本会ハ予シメ会日

及ヒ会場ヲ定メ県庁エ届ケ置ク可シ○第十条 平常會計其他ノ庶務ヲ辦理スル為メ會員ノ公撰ヲ以常務委員二名ヲ置ク○第十一条 凡ソ決議ノ事項ハ會長ノ名ヲ以直チニ施行スルヲ得ルト雖モ其費用ニ関スルモノハ各郡協同会ノ協議ニ附ス○第十二条 会則ヲ改正スルノ動議アルキ七名以上ノ賛成者アルニ非ラザレバ之ヲ議スルヲ得ズ 第二章 撰挙○第十三条 會員ハ予メ各郡協同会ニ於テ五名以上十名以下適宜ノ法ヲ以テ撰挙シ其姓名住所等常務委員ニ報告シ常務委員之ヲ會長ニ通達ス可シ○第十四条 本会ハ會員中ヨリ投票ヲ以テ會長一名副會長一名ヲ撰挙ス可シ○第十五条 凡ソ公撰法ハ多数ノモノヲ以テ之ヲ挙ク其同数ナルキハ年長ヲ取ル尤モ同齡ナレハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム可シ 但シ正副會長ノ撰挙ハ公撰總数ノ過半以上ヲ得ルモノトス若シ定数ニ滿タサルキハ第一公撰数第二公撰数ノ二ツヲ限り更ニ公撰ヲ以テ其多キ者ヲ挙ク可シ尤モ同數ナレハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム○第十六条 正副會長及ヒ會員改撰ノ期ニ當ルキハ之ヲ再撰スルモ妨ゲナシトス (以下次号)

(『高知新聞』第卅八号 明治13年11月24日)

第三章 職制○第十七条 會長ハ渾テ諸建議ヲ領取シ之ヲ會議ニ附シテ其容否ヲ定ム可シ○第十八条 會長ハ會議ノ開閉ヲ司ル可シ○第十九条 會長ハ會員ヲ又礼法ヲ守ラシメ乱雜ノ者アレハ制止シ若シ之ニ反キ議事ノ妨碍ト認ムル時ハ之ヲ退場セシム可シ○第二十条 副會長ハ會長ノ欠席セルキ及ビ會議中ニ於テ會長自カラ發言センカ為メ會員ノ席ニ下リタルキニ代ル可シ○第二十一条 常務委員ハ閉会中諸般ノ建議ヲ領取シ之ヲ審査シテ會長ニ送達スルヲ掌ル○第二十二条 書記ハ會長ノ命ニ依テ諸般ノ事務ヲ措辦シ会場ノ舗設及ヒ品物ヲ整理シ且ヒ会日會員ノ出席欠席等ヲ調査シ之ヲ帳簿ニ記載ス可シ○第四章 議則○第二十三条 凡ソ議事ハ過半数ヲ以テ決ス可否相半ハスル時ハ會長之ヲ決ス可シ○第二十四条 凡ソ議事ハ三次会ヲ經テ確定スルモノトス其順序左ノ如シ 第一次会 原案朗読及ヒ質疑總体ノ可否 第二次会 逐条審議及ヒ決議 第三次会 確定議○第二十五条 凡ソ會員發議スルニ他ノ會員一モ之ヲ賛成セザルキハ會長其發議ヲ取消ス可シ 但シ賛成ナキ動議ハ之ヲ弁駁ス可ラズ○第二十六条 第三次会ニ於テ會員三名以上ノ賛成アル動議ハ會長之ヲ議場ノ問題ニ付ス可シ○第二十七条 凡ソ議事ニ附セント欲スル建議ハ之ヲ書面ニ記載シ會長ニ出スヘシ○第二十八条 凡ソ議案已ニ會議ニ附スルノ後會員ノ望ニ依リ其建議者ヲ又尚ホ其旨趣ヲ細説セシメント欲ス歟又ハ建議者ノ自ラ之ヲ弁説セント欲スルキハ會員外ノ者ト雖モ會長ノ許可ヲ經レハ之ヲ敷衍スルヲ得可シ○第二十九条 會員發論セントスルキハ必ス起立シテ會長ニ對シ自己ノ番号ヲ唱ヘ會長其番号ヲ回呼スルヲ待テ之ヲ述ブ可シ○第三十条 他人ノ論説ニ就キ質疑及ヒ弁駁セント欲スルキハ會長ニ對シテ發言ヲ可シ○第三十一条 會議ノ都合ニヨリ小會議ヲ開キ又ハ委員ヲ撰ヒテ其議事ヲ整理セシムルヲアル可シ○第三十二条 會議中會員ノ權限ヲ誤ル歟又ハ發言冗長ニ涉リ或ハ本案ノ外ニ出テ無益ト認ルキハ之ヲ正スルヲ會長ノ權ニアリト雖モ會員ニ於テモ直チニ之ヲ忠告スルヲ得可シ (以下次号)

(『高知新聞』第卅九号 明治13年11月26日)

第五章 会費○第三十三条 凡ソ本会ノ常費ハ各郡有志ヨリ支辨ス可シ 但シ徴収法ハ各郡協同会ノ適宜タルベシ○第三十四条 会計年度ハ当年十月ヨリ翌年九月迄ヲ一季トシ毎半年明細表ヲ作り通常会議ノ際之ヲ会員ニ報告ス可シ○第三十五条 書記ハ開会中相当ノ酬勞金ヲ支給ス可シ其額ハ毎会衆議ヲ以テ之ヲ定ム○第三十六条 惣テ本会ノ常費ハ予算表ヲ以テ前会ニ議決徴収ス可シ○第六章 雑則○第三十七条 毎郡総代ノ撰挙ヲ以幹事各名ヲ置キ一郡中伝達等ノヲ掌ラシム○第三十八条 会期間会長会員等会場ニ出頭スル毎ニ各刺ヲ書記ニ出スベシ尤モ旅舎等ニ寓宿スル者ハ其姓名寓所ヲ記シテ会場ヘ通知シ置クベシ 但シ病氣事故ニテ出席セサルキハ其由ヲ詳記シ会場ヘ届ケ出ツベシ○第四十条 毎会抽籤ノ上会員着席ノ位置ヲ定ム可シ○第四十一条 会長会員旅行スルキハ其旨常務委員ヘ通知スベシ 但シ会員旅行半歳以上ニ渉ル見込アラハ補欠員ヲ撰挙ス可シ○第四十二条 会議中会員位置ヲ離ル、ヲアレバ必ス隣席会員ニ告ゲ置ク可シ○第四十三条 議事ノ終始ハ鳴物ヲ以テ之ヲ報ス可シ○第四十四条 傍聴ヲ乞フ者ハ名刺ヲ受付ニ出ス可シ○第四十五条 傍聴ハ会場ノ都合ニ依リ其人員ヲ限リ又ハ之ヲ禁スルヲアルベシ 以上

○海南協同会預后条約

第一条 今回議定セシ章程ニ仍リ更ニ会員撰挙迄本会ノ残務取扱及後会ノ準備ハ当会ニテ負担スルモノトス 但シ各郡一名ノ仮幹事ヲ定メ本月中其姓名ヲ正副会長之内ニ通知スベシ○第二条 各郡協同会ハ來ル十四年三月十日迄ニ必ス開設スベシ○第三条 各郡協同会ノ規則及会員ノ姓名ヲ來ル十四年三月十五日限り正副会長ノ内ヘ報告スベシ○第四条 各郡有志者ノ惣数ヲ調査シ其計表ヲ來ル十四年四月開会ノ節出會々員持參スベシ○第五条 今回各郡同志誘説方ハ其郡会之ヲ周旋シ不行届ノ向ハ方面ヲ指シテ隣郡若クハ中央郡ニ助力ノ為メ派出ヲ乞フヲ有ルヘシ○第六条 後会ニ附スヘキ建議有之向ハ可成速ニ取調前以正副会長ニ差出シ置クベシ

(『高知新聞』第四十号 明治13年11月28日)

5. 海南協同会議事

○去ぬる十七日海南協同会は正副会長を撰挙せられ西野友保氏会長に片岡健吉氏副会長となり直ちに総則第一条(本会ハ海南協同会ト称シ土佐国各郡有志ヨリ撰挙スル処ノ總代ヨリ成立スルモノトス但シ会員ハ毎郡五名以上十名以下適宜トス)の第二次会を開く三十二番議員の動議ありて各議員の辨駁数時間に涉り遂に左の修正案(本会ハ海南協同会ト称シ土佐国各郡協同会ヨリ出スル処ノ總代ヨリ成立スルモノトス 但シ各郡協同会ハ適宜ヲ以テ之レヲ定ム)に決し又第二条(会期ハ毎年二回トシ四月十日十一月十日ヨリ各一週間開場ス 但シ議事ノ都合ニ依リ臨時伸縮スルコトアルベシ)に於て十五番或は二十七番議員等の修正説ありて若し原案即ち一年に二回の開会とすれば議員の滞在費或は其他諸雜費の額も頗る嵩むゆゑ寧ろ一回とすべし万一緊要事件の生ずるあらば臨時会を開いても然るべしと反覆修正説を述べられたれども遂に原案に決し又第三条より第八条に至る迄多少動議な

きに非らざれど概ね原案に決せしが就中第六條（本会ハ会員中ヨリ投票ヲ以テ会
長一名副會長一名ヲ撰挙スベシ）は十三
番議員が撰挙規則中に入る可きものなれど削除すべしとの動議に決し午後四時退散す該日
到着の会員は（卅九番）近藤猪太郎（四十番）蓼原寅之助（四十一番）前田重遠（四十二
番）堀見照助の四氏なり同十八日は引続き第九條（会員ハ予メ之ヲ二組ニ分テ年毎ニ半数
宛交代スベシ 但シ初期ノ交代ハ抽籤
ヲ以テ其順序ヲ定メ滿
一年ニシテ解任スベシ）の第二次会なりしが三十四番議員の動議にて（会員ハ年毎ニ各郡
書ハ）に修正するに決し又第十條（正副會長及ビ会員改撰ノ期ニ當ル
原案）第十一條（会日ニ
長欠席スル時ハ副會長之ニ代ルベシ正副會長俱ニ欠席）の兩條は十九番議員が到底撰挙規
則に入る可きものなれど削除すべしとの動議に決し又第十二條は原案に決せし如同條と第
十三條の間へ原案第三十六條（平常會計其他ノ庶務ヲ弁理スル為メ会員ノ公撰ヲ以常務委
員二名ヲ置ク 但シ常務委員ハ可成高知近傍ノ会員ヲ撰ム
ベシ）の但書を除きて挿入するに決し第十三條（凡ソ決議ノ事項ハ會長ノ名ヲ以テ直チニ施
行スルヲ得ルト雖モ其費用ニ関スルモノハ
各郡有志ノ協議ニ附ス）は五番議員の修正説（各郡有志ノ協議ニ附ス各郡
協同會ノ議ニ附ス可シト改ム）に決し此より第二章撰
挙の條目に取かゝり即ち第十四條（会員ヲ撰挙スルニハ各郡適宜ノ方法ヲ以テ撰挙シ其姓
名住所等ヲ常務委員ニ報告シ常務委員之ヲ會長ニ通達
スベシ）は三十四番議員の動議によりて（会員ハ予メ各郡協同會ニ於テ五名以上十名以下
ノ適宜ノ法ヲ以テ撰挙シ其姓名住所以下ハ原案）
に修正 第十五條（會員ト為ル者ハ左ノ箇條ニ係ルモノヲ除ク可シ 一官吏及ビ）は六番
議員が鋭意に削除論を主張して遂にその議に決し又三十四番議員の動議によりて前削除と
なりし總則第六條を十五條の後に置き又十六條は原案に決して同條の後に同じく三十四番
議員の動議にて前削除となりし總則第十條を置くに決し又第十七條より二十條迄は皆原案
決となりしが三十六番議員の動議にて二十條の後に原案三十七條（常務委員ハ閉會中諸般
ノ建議ヲ領収シ之ヲ審
査シテ會長ニ送
達スルヲ掌ル）を置くに決したり又第二十條より二十六條迄は原案に決したれど第二十
七條（凡ソ議案ハ已ニ會議ニ附スルノ後會員ノ望ニ依リ其建議者ヲシテ尚ホ其旨趣ヲ細説セ
シメント欲ス歟又ハ建議者ノ自カラ之ヲ弁説セント欲スルキハ會員外ノ者ト雖モ會
場ニ出テ、之ヲ敷）は五番議員の動議にて（会場ニ出テノ五字ヲ削リテ）に修正さるに決
し又第二十八條（會員發論セントスルキハ必ス起立シテ會長ニ對シ自レノ番号ヲ唱ヘ會長
其番号ヲ回呼スルヲ待テ之ヲ述ブヘシ 但シ發言ヲ乞フ者二員以上一時
ニ起立スルキハ番号ノ順序ヲ）の但し書は廿九番議員が懇々職制の部分たるべき事を論ぜ
られ遂に削除するに決す又二十九條は原案決三十條（凡ソ論議數端ニ分レ紛亂決シ難キハ
ハ會長及ビ會員ノ發言ニ依リ會議同

意ノ上委員若干ヲ撰ヒ其)は三十四番議員の動議にて(會議ノ都合ニヨリ会長及ビ会員ノ議事ヲ整理セシムベシ)と修正するに決し又三十一條は原案に決す三十二條(會長ハ議決可否ノ數中ニ入ルヲ得ザルモノトス)は七番議員の動議にて削除するに決し午後五時退散す本日到着の会員は(四十三番)岡内董(四十四番)大妻良太郎(四十五番)北川貞彦(四十六番)茂木平吉(五十七番)松澤鎮藏の五氏なりき

(『高知新聞』第卅六号 明治13年11月20日)

○去ぬる十九日の海南協同会は前日に引續て第五章會費の條目を議せしが第三十條三(凡ソ本會ノ常費ハ各郡有志ヨリ支辨ス可シ)は動議數端に起りて容易に決し難きより四十五番議員が寧ろ此條の決議は後にすべしとの建議に決し又第三十四條(會計年度ハ當年十一月迄ヲ一季トシ每半季明細表ヲ作り)は十七番議員の動議最も賛成を得て(翌年十一月)通常會議ノ際之レヲ會員ニ報告スベシ)に修正し又第卅五條は原案に決せし処同條の後に四十五番議員の建議にて(惣テ本會ノ常費ハ予算表ヲ以テ前會ニ議決徵收ス可シ)の一條を設くるに決し又第三十八條より第四十條迄は原案に決し又第四十一條(會長會員旅行スルキハ其旨常務委員ヘ通知ス可シ)は四十五番議員の動機(但書旅行半歳ノ上ヘ會員ニシテノ五字ヲ加フ)に修正し又第四十二條(會議中會員位置ヲ離ル、ア)は十番議員の動機にて(書記ニ告グルヲ隣席會員ニ告ケ置クニ改ム)に修正し又第四十三條は原案に決し第四十四條(傍聴ヲ乞フ者ハ名刺ヲ以テ書記ニ届ケ出ヅベシ)は四十五番議員の動議にて(書記ヲ受付ト改ム)に修正し又第四十五條は原案に決し且つ先の後廻はしにせし第三十三條は二十九番議員の發議にて小會議に附するに決し午後五時退散す該日到着の会員は(四十八番)安並正厚(四十九番)北村守之助の二氏なり同廿日引續て第三十三條の小會議を開き午後一時本會に移りしが一番議員の動議にて遂に(但書徵收法ハ各郡協同會ノ適宜タルベシ本文ハ原案)に修正するに決したり此より該則第三次會を開きしに動議蜂起して一時は議事の混雜を來したれども皆多数の賛成を得る能はずして全く第二次會議決の儘に確定せり該日到着の会員は(五十番)井澤正守(五十一番)片岡光楚の二氏なりき同廿一日小會議にて預後條約を議定し畢つて閉會す(伯し該會規則及び預後條約は次号に掲載すべし)

(『高知新聞』第卅七号 明治13年11月22日)